

養育費の取り決めに関する

公正証書等作成のための費用

を補助します

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費などです。子どもの生活を保障し、成長を支えていくために、養育費を取り決めましょう。

区では、ひとり親家庭が安定した生活をおくることができるよう、養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所の調停申し立て等にかかる費用について、補助を行います。

1 どんな人が利用できるの？

台東区にお住まいで、18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方で、公正証書作成や家事調停・家事審判の申し立てを行う方が対象となります。

ただし、過去にこの補助金の交付を受けたことがある方は対象外となります。



2 どれくらい給付されるの？

① 補助の対象となる費用

公正証書作成・・・公正役場に支払った公証人手数料及びその他費用
家事調停の申し立て・・・収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得にかかる費用・裁判所からの連絡用郵便切手代等
家事審判の申し立て・・・収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得にかかる費用・裁判所からの連絡用郵便切手代等

② 補助金額

補助の対象となる費用の合計額（上限3万円）



裏面もご覧ください 

3 申請から支給までの流れ



①相談 … 必ず事前（作成前）にご相談ください。
※相談は予約制です。

②公正証書等作成

作成に係る費用及び添付書類取得にかかった費用は、補助対象となりますので、領収書（レシート）は、補助金申請まで大切に保管ください。

③公正証書等作成費 補助金の支給申請

公正証書や調停調書などの作成日から6か月以内に申請してください。
申請書類は、いずれも原本をお持ちください。その場でコピーのうえ、ご返却します。

【必要書類 共通】 台東区養育費受け取り支援事業補助金交付申請書（区様式）
住民記録情報等の取得等に関する同意書（区様式）

【公正証書の場合】

公正証書（強制執行認諾文言がついているもの）
公証人手数料の領収書

【調停等の場合】

調停調書等
収入印紙代のレシート
戸籍謄本等取得代のレシート
裁判所からの連絡用切手代のレシート

このほかに、区が必要と定める書類をお願いする場合があります。

④決定通知発送 … 支給の可否や支給決定額について区から通知いたします。

⑤請求書の提出 … 支給決定通知を受け取りましたら、請求書を提出してください。

審査・支給

【お問い合わせ・申請先】

台東区役所子育て・若者支援課(6階◎窓口)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

Tel 5246-1232 (直通)

※ご相談や手続きでご来庁の際は、事前予約をお願いします。

